

令和4年第3回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年6月14日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和4年6月14日	午前10時00分
	散 会	令和4年6月14日	午前11時17分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	真 部 卓 也	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	欠	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	出	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

1 番	仲 程 清	2 番	長 濱 功
-----	-------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	大 城 尚 子
子育て支援課長	安 里 孝 夫	健康づくり推進課長	平安山 良 信
建 設 課 長	宮 城 忠	農 林 水 産 課 長	松 本 一 也
上 下 水 道 課 長	知 念 毅	教育委員会事務局長	有 銘 高 啓

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 任 主 事	宇茂佐 隼 人
---------	---------	---------	---------

議 事 日 程

6月14日（火） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	報告第7号	専決処分の報告について〈多目的イベント広場駐車場整備工事〉 (報告・質疑)
6	報告第8号	専決処分の報告について〈伊豆味小中学校屋内運動場改築工事 (建築)〉 (報告・質疑)
7	報告第9号	専決処分の報告について〈町営住宅具志堅団地新築工事(建築)〉 (報告・質疑)
8	報告第10号	令和3年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (報告・質疑)
9	報告第11号	令和3年度本部町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告 について (報告・質疑)
10	報告第12号	令和3年度本部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について (報告・質疑)
11	議案第22号	専決処分の承認を求めることについて(本部町税条例の一部を改正 する条例の制定) (議案説明)
12	議案第23号	専決処分の承認を求めることについて(本部町国民健康保険税条例 の一部を改正する条例の制定) (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第24号	本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
14	議案第25号	本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
15	議案第26号	令和4年度本部町一般会計補正予算について (議案説明)
16	議案第27号	令和4年度本部町国民健康保険特別会計予算について (議案説明)

○ **議長 松川秀清** ただいまから令和4年第3回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 仲程 清議員及び2番 長濱 功議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの3日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から6月16日までの3日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしたとおりでございますが、その中から抜粋して説明させていただきます。

3月4日金曜日、令和3年北部広域市町村圏組合議会第59回定例会を北部会館にて開催しております。

10日から17日まで、令和4年第2回本部町議会定例会を開会しております。

19日、八重岳新緑まつりオープニング。

25日、国頭村新庁舎落成記念式典。

4月12日、瀬底島一周線の開通式を行っております。

23日、沖縄文化・センターゾーン、記念公園の郷土村のオープン式典に参加しております。

28日、もとぶ文化交流センター落成式に参加しています。

5月12日、アセローラの日記念セレモニー、もとぶかりゆし市場前で行っております。

13日、令和4年第1回本部町議会全員協議会、北部医療センターの説明を県の担当者から伺っております。

21日、西銘大臣視察は、副議長のほうで行っております。以上であります。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元にお配りしているとおり提出されています。朗読を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 平良武康** 皆さんおはようございます。早速ですけれども、令和4年3月1日から5月末日までの私の行政報告をいたします。主な事項のみについて説明をいたします。

3月3日ですけれども、元本部町長、沖ハム会長の我々の大先輩で長濱徳松氏へ町からの感謝状を贈呈しております。内容ですけれども、今回もまた子ども・子育てゆいまーる基金に多額の支援をいただいたというようなことでありますし、付け加えて十数年の間、毎年のごとく本部高

校へ物資両面の支援をなさってきたということなどを総合的に考えまして、感謝状を贈呈しております。

9日、記念公園内ですけれども、そこに「ポケふた」を設置いたしました。このお披露目会をしております。新しい観光のコンテンツが1つ増えたというように考えております。

19日、第3回もとぶ八重岳新緑まつりのオープニングセレモニーを開催しております。コロナ禍の中で新しい観光の商品をつくっていく、いわゆるマイクロツーリズム、近場観光をつくり上げていくといったようなコロナ禍の中で立ち上げていきましたけれども、第3回目を迎えました。生き物観察会、自転車レース、ウォーキングですとか、そういった健康的な部分をメニューにしてまつりが開催されております。

3月31日、照屋大浜区長と根路銘大東山区長のほうへ感謝状を贈呈しております。照屋区長にあっては28年、そして根路銘区長もたしか15年ほどでしたか、長い間行政区長、そして行政の事務委託を受けて町に貢献してきております。どうかまたお会いするときには皆さんのほうからも、ご苦労さまでしたというようなことで一声かけていただければと思っております。

2ページですけれども4月11日にもとぶ強い経済づくり団体会議をやっております。強い経済づくりですけれども、町長に就任して間もなく令和元年10月に立ち上げておりますけれども、町内の中心的な経済団体との情報交換、そして行政の施策の推進についての説明、協力を仰ぐというようなことで、そのような会議をもって経済団体としっかりと情報交換をしまりました。10団体ですけれども、本部町商工会、観光協会、美ら島財団、JAおきなわ本部支店、漁業協同組合、飲食業者会、建設業者会、コンサルタント協会、本部の農業を元気にするネットワークの会、沖縄県花卉園芸農協本部支部、以上10団体が集まっていろいろな情報交換をする会をもっております。ちなみに近年強い経済づくりといったようなことで、国からもいろいろ議論される場所でもありますけれども、我々は既に三、四年も前からその文言を使って活動をしているというようなことで自負している場所でもあります。

18日ですけれども、西銘恒三郎沖縄担当大臣を表敬訪問しております。北部の12市町村そろってですけれども、北部振興策のお礼というようなことで大臣を表敬訪問というようなことで、内閣府のほうでお会いしております。同じ日ですけれども、菅前総理にお会いしております。それも沖縄振興調査会特別顧問というようなことで、北部振興策事業に対するお礼というようなことで北部全12市町村で訪問、お礼をしております。

翌19日ですけれども、小淵優子沖縄振興調査会の会長のほうへ表敬訪問しております。沖縄振興に係る事業に対するお礼ということですが、特に今回新たな沖振法が10年間延長したというようなことで、沖縄振興調査会の支援協力に対しましてお礼をしたいということで、そのようなことをやっております。

20日ですけれども、本部町の農水産業の担い手支援住宅カギの引き渡し式をやっております。農業者3名、漁業者7名ということで、その日を起点に入居をしております。一括交付金でこのような住宅事業は県内で初めてだと思っております。よその市町村からも、とてもいい事業だと

というようなことで、本町に情報収集にも来ているような状況がございます。

それから3日ですけれども沖縄県の島袋土建部長のほうへ要請活動を展開しております。1つは本部港の港湾振興ビジョンを早いうちに県のほうで作り上げていただきたいということでございます。港湾が老朽化しているということでもありますので、新たにしっかりとした港湾振興ビジョンを打ち立てて港湾の整備を図ってもらいたいという要請をしております。同時に並行して北部振興策事業を活用した本部港の整備について協力してもらいたいというようなこと、その2点を要望しております。具体的には浮棧橋、漁具倉庫、荷捌き場の屋根の施設、屋根をかぶせる施設ですけれども、当該事業について北部振興策で早急に事業に取り組んで実施していきたいと、ビジョンができるまで待てませんよというようなことで、その許可をしてくれということで強く要望し、そして内閣府のほうと今その事業について最後の詰めの段階にきているということでございます。

23日ですけれども、沖縄海洋博覧会の会場内のいわゆる沖縄文化交流センターがリニューアルオープンしましたので、そのオープンに行って激励の挨拶をしております。

5月15日、沖縄復帰50周年記念式典へ参加いたしました。

21日ですけれども、西銘恒三郎沖縄担当大臣との意見交換、そして現場視察に対応しております。先ほどもございましたけれども、当日は副議長のほうも同行いたしまして、本部町におけるいわゆる沖縄振興事業、北部振興策事業に対してのお礼と新たな要望等について意見交換しております。その後、文化交流センターの視察と瀬底一周線の視察をしていただいております。今後本部町に対しても国庫の多くの事業を導入するときには、力を貸していただきたいというようお願いをしております。

最後になりますけれども4月30日に本部まつり実行委員会をしております。まつり実行委員会の中で、今回の海洋まつりをどうするのかという議論をしております。基本的にコロナ禍の中ですけれども、最大限コロナの感染予防対策をやりながら、同時にできれば原点に戻して海を舞台とした新しいまつりの形態がとれないかと、そういう方向の中で議論をして海洋まつりについては実施するというようなことで、目下事務レベルでその準備に入っているところであります。以上、主な事項について町長の行政報告を述べました。ありがとうございました。

○ **議長 松川秀清** これで町長の行政報告を終わります。

日程第5．報告第7号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和4年第3回本部町議会定例会におきまして6件の報告と6件の議案を提出してございます。その内訳は専決処分の報告が3件、繰越計算書の報告が3件、専決処分の承認議案が2件、条例の一部改正議案が2件、令和4年度の補正予算関係議案が2件となっております。説明に当たりましては副町長、教育長、担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 松川秀清** 建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 報告第7号についてご説明いたします。

報告第7号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和3年第8回本部町議会（臨時会）で議案第51号をもって議決をされた「多目的イベント広場駐車場整備工事」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和4年6月14日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、多目的イベント広場駐車場整備工事について、契約金額「6,776万円」を「6,975万5,400円」に変更し改定契約を締結する。199万5,400円の増額になっております。

次のページが変更箇所対照表となっております。その次のページ、報告第7号資料のA3の平面図をお開きください。赤で記載されているところが変更箇所となっております。主な変更理由としましては、平面図北側に町道山里屋比久線ができるので、町道と駐車場を分けるフェンスと門扉の追加をしております。平面図左側の高台へ転落防止策の追加もしております。工事は3月で完了しております。工事請負業者は仲建工業でございます。以上で報告を終わります。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第7号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第6. 報告第8号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 報告第8号についてご説明いたします。

報告第8号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和3年第9回本部町議会（定例会）で議案第55号をもって議決された「伊豆味小中学校屋内運動場改築工事（建築）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和4年6月14日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、伊豆味小中学校屋内運動場改築工事（建築）について、契約金額「2億7,225万円」を「2億7,586万7,900円」に変更し改定契約を締結する。361万7,900円の増額になっております。

次のページが変更箇所対照表となっております。その次のページの報告第8号資料の図面をご覧ください。主な変更理由としましては、図面左側のグレーで色塗りされている部分4か所が砂利敷だったところを施設利用者の利便性向上を目的にアスファルト舗装に変更したことが主な要因でございます。請負業者は全勝組、瀬底産業、特定建設工事共同企業体でございます。以上で

報告を終わります。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第8号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第7. 報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 報告第9号についてご説明いたします。

報告第9号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和3年第8回本部町議会（臨時会）で議案第46号をもって議決をされた「町営住宅具志堅団地新築工事（建築）に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和4年6月14日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、町営住宅具志堅団地新築工事（建築）について、契約金額「1億945万円」を「1億1,438万9,000円」に変更し改定契約を締結する。493万9,000円の増額になっております。

次のページが変更箇所対照表となっております。その次のページの報告第9号の資料のA3図面をお開きください。主な変更理由としましては、上の図面のTGパイル、杭の全体の変更と、真ん中の④、⑤、⑥、⑦のパイルを横方向から縦方向への変更、縦横の位置を変更しても構造上問題がないということで変更しております。工事請負業者は比嘉建設工業でございます。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第9号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第8. 報告第10号 令和3年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 報告第10号 令和3年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により令和3年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。令和4年6月14日提出、本部町長 平良武康。

次のページが繰越明許費繰越計算書となっております。事業名、そして事業費、翌年度に繰越額、その財源内訳を記載しております。本年は26事業を令和3年度から令和4年度に繰り越しております。繰越しの主な要因でございますが、新型コロナウイルスの関係が多くございまして、

コロナ交付金を活用した事業が複数ございますが、その交付決定が年度の後半であったこと、そして新型コロナウイルスのワクチン接種が延長されたこと、新型コロナによる資材調達の遅れが生じていることなどが要因として挙げられております。

3 ページ、4 ページに繰越要因が載っています。抜粋して幾つか説明をさせていただきます。3 ページ目の上から3 段目、本部町DX推進計画策定事業2,750万円の繰越しでございますが、こちらはコロナ交付金を活用した事業でございます。年度の後半に交付決定が下りました。なので繰り越さざるを得なかった事業でございます。今月上旬にプロポーザルで委託業者が決定しておりまして、完了予定が令和5年3月末日となっております。その下、コロナ等災害対応基盤ネットワーク整備事業、こちらと同じくコロナ交付金を活用した事業でありまして、年度の後半に交付決定が下りております。こちらは7月中旬に委託業者を決定する予定でございまして、今年度末に事業完了を予定しております。その2つ下、臨時特別給付金事業2億7,593万円の繰越しでございますが、こちらは非課税世帯等へ1世帯当たり10万円を支給する給付事業でございます。本町の非課税世帯約2,500件ございました。そのうちほとんど終了しておりまして、残り30件のみへの給付が今残っている状況でございます。それ以外に収入が急激に減った世帯は、令和4年12月末まで受付をできる状態でございます。今、受付をしている状態ですので、令和4年12月末で事業が完了する予定となっております。こちらは順調に給付が行われている状況でございます。この下、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業1億1,069万9,000円の繰越しでございますが、こちらは全児童ゼロ歳から18歳まで、非課税課税関係なく2,315名おりますが、児童1人当たり10万円を給付する事業でございます。こちらは対象全児童の保護者へ支給が全て完了しております。下から3段目、コロナ禍対策町民生活支援事業750万4,000円の繰越しでございます。こちらは来年2月まで予定しておりますが、毎週土日に町産品等を特化販売する委託業務でございまして、かりゆし市場に委託しております。こちらでもコロナ交付金を活用した事業でございます。

次の4 ページ目をお願いいたします。上から4 段目、瀬底島一周線道路改良事業8,615万8,000円、3つ下の満名川線道路整備事業703万1,000円、その下、石川謝花線、これは謝花区間の道路改築事業3,583万8,000円、こちらは3路線ともに工事は完了しております。繰り越した理由が、今道路台帳の整備をしているところですので、その道路台帳の整備を進めているところでありませう。下から4段目の具志堅団地新築事業、こちらが最後になります。こちらは6戸、今現在手掛けておりますが、令和4年10月末に事業を終了することになっておりまして、今年12月末日には6戸の入居を開始する予定で進めております。合計で26事業9億6,140万7,000円を繰り越しております。以上、説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 質問いたします。

2 ページの下の方、学校等における感染症対策等支援事業において、3月議会でも質問をさせていただいたんですけども、予算の出どころといいますか、そういったのは文部科学省になるのかと思っています。保育園にもぜひ保健衛生の予算というのをつけていただきたいわけなん

ですが、今、小学校費中学校費で対応できるのは恐らく幼稚園、小学校、中学校までなのかと思
います。子供として幅広く考えるとやはり保育園にもしっかりとした保健衛生費として予算をつ
けるべきだと思いますので、3月議会でも確認はしましたが、そのときは園長会で聞き取りをし
て対応しますということだったので、そういったところの状況がどうなっているのか確認したい
と思います。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 3番、山川議員にご説明いたします。

年度入って園長会については、園のほうで結構コロナのほうで感染している状況があったもの
ですから、まだ現在として園長会を開いていない状況です。ただ衛生費についてつけてほしいと
いう声は議員をはじめ園のほうからもお聞きしておりますので、その適合する事業ですね、学校
については文科省の事業で対応しているんですけども、我々としては厚労省の事業で対応でき
るメニューがないか探しながら充てていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第10号 令和3年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第9. 報告第11号 令和3年度本部町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告に
ついてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 報告第11号を説明いたします。

報告第11号 令和3年度本部町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地
方自治法施行令第146条第2項の規定により令和3年度本部町公共下水道特別会計繰越明許費繰
越計算書を別紙のとおり報告する。令和4年6月14日提出、本部町長 平良武康。

次のページをおめくりください。繰越計算書の説明になります。1款総務費、1項総務管理費、
事業名、公営企業法適用に伴う移行支援業務、翌年度繰越額1,045万円。

次のページをお開きください。繰越要因の説明を行います。令和3年度業務の内容が、昭和48
年からの固定資産調査となっており、その資料収集に時間を要しております。完了予定は令和4
年12月末を予定しております。以上、説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第11号 令和3年度本部町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終
わります。

日程第10. 報告第12号 令和3年度本部町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題
とします。

本案について、提出者の報告を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 報告第12号を説明いたします。

報告第12号 令和3年度本部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。地方公営企業法第26条第3項の規定により令和3年度本部町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。令和4年6月14日提出、本部町長 平良武康。

次のページの繰越計算書をお開きください。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、新浄水場建設事業、翌年度繰越額1億248万9,000円。繰越し説明としまして、想定していた地盤と異なっていたことにより、杭設計の見直しに不測の日数を要しました。令和4年11月末完成予定となっております。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第12号 令和3年度本部町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第11. 議案第22号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。住民課長。

○ **住民課長 崎原 誠** 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて。本部町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和4年6月14日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律、関係政令及び省令等が令和4年3月31日に公布され4月1日に施行されたことに伴い、本部町税条例等の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部町税条例等の一部を改正する条例の制定について。令和4年3月31日、本部町長 平良武康。

次のページ、2ページから7ページが一部改正条例となっております。8ページから26ページに参考資料1で新旧対照表を添付しております。説明につきまして、一番最後のページ、参考資料2で説明をいたします。27ページをお願いいたします。本部町税条例等の一部を改正する条例の主な改正点。1番、趣旨につきましては提案理由と一緒にとなっております。2番、主な改正点をお願いします。1点目に固定資産税の土地につきまして、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする。説明中の商業地というのは、一定の地域を指すものではなくて一般住宅以外の建物、事業用家屋ですね、店舗、工場、倉庫などの事業用家屋の建っている土地を指すものとなっております。2点目に個人住民税、所得税の住宅ローン控除について、所得税から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するなどの特例があります。その特例の延長となっております。

なお個人住民税における控除限度額につきましては、消費税率引き上げによる需要平準化対策が終了したことから、所得税の課税所得金額等の7%から5%に引き下げられております。3点目、その他といたしまして今回の法改正に伴う条項等のずれがございましたので、整理をしております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第12. 議案第23号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和4年6月14日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、国民健康保険税条例に定める賦課限度額は、地方税法により地方税法施行令に定める金額を上限として定めることとされている。令和4年3月31日付け地方税法施行令の改正及び公布により、国民健康保険税の賦課限度額の上限について基礎課税額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額が19万円から20万円にそれぞれ引き上げられた。このため、現行の本部町国民健康保険税条例で規定している賦課限度額についても法令改正後の内容となるよう改正を行う。これが、この議案を提案する理由である。

1ページをお開きください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。令和4年3月31日、本部町長 平良武康。

説明については5ページで説明いたしますので5ページをお開きください。参考資料であります。議案第23号につきましては、国民健康保険税の限度額の引き上げについてであります。国民健康保険税は、被保険者の医療費に充てる表の①の部分と後期高齢者医療の支援に充てる表の②の部分です。40歳から64歳の方が納める③の部分の3つに分かれます。今回の課税限度額の引き上げについては、①と②が対象となっております。引き上げ額につきましては、①が63万円から2万円引き上げられ65万円になります。②につきましては19万円から1万円引き上げられ20万円になります。国民健康保険税全体の限度額といたしましては、99万円から3万円引き上げられ102万円になります。表の④の部分になります。この引き上げに伴う被保険者への影響につきましては、①が18世帯が対象となっております。18世帯に2万円の増額となりますので、36万円の引き上げになります。②につきましては29世帯が対象となっておりますので、29世帯の1万円ぶんとなり29万円分の引き上げになります。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第24号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月14日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々などに対して、国民健康保険税の免除等を行う適用期間について、令和4年4月1日から令和5年3月31日についても適用の対象とすることとしたため、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提案する理由である。

議案書の3ページをお開きください。新型コロナウイルスで収入が減少した方々の減免の適用について、今回の議案の内容となっております。制定の趣旨について、読み上げて説明いたします。先ほどの理由とかぶる部分がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々などに対し令和3年度及び令和4年度の国民健康保険税の減免等を行う適用期間について、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期分についても、昨年同様減免の対象としたい。また市町村が減免をした場合、財政支援も行われる予定である。現行の国民健康保険税条例では、減免を申請する場合「納付期限7日までに申請書を提出しなければならない。」と規定されており、今回の改正で年度当初に遡って減免を申請することができるようにするものであります。

下のほうの参考の欄をご覧ください。令和3年度に減免の適用を受けた件数が記載されております。税更生などにより遡求した1件を含め件数で18件、金額で297万8,250円の減免を行っております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第25号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。住民課長。

○ **住民課長 崎原 誠** 議案第25号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本部町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月14日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、印鑑登録証の交付等について、登録証ケースを廃止し、手数料の金額を減額するために、本部町手数料条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページ、本部町手数料条例の一部を改正する条例をご覧ください。今回は提案理由にもありましたように、ケースの廃止に伴いまして印鑑登録証の交付及び再交付に係る手数料500円を

250円に減額するものとなっております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第15. 議案第26号 令和4年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第26号 令和4年度本部町一般会計補正予算について。令和4年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年6月14日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いいたします。令和4年度本部町一般会計補正予算（第1号）でございます。令和4年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ1億1,052万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ80億9,314万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書でもって説明をさせていただきます。事項別明細の歳出から行いたいと思いますので8ページ、9ページをお願いいたします。2款1項総務管理費の1目一般管理費、9ページの上から2段目、広告料259万6,000円の増、こちらはふるさと納税に係る広告でございまして、寄附受入の多い月、年の後半10月、11月、12月の3か月間、紙媒体の広告とメールによる電子広告を打つ計画をしているところでございます。こちらはふるさと納税を充てる予定をしております。下段から4段目、謝花地区共同受信施設改修工事260万6,000円、こちらは謝花地区におきまして14世帯で地上デジタル放送テレビの受信障害が発生しております。よってその改修工事を行いたいと考えております。こちらは特別交付税が2分の1充当されます。その2段下、離島航路運営費補助金1,846万9,000円の増、こちらは水納航路を運営しております水納海運への補助金でございます。水納海運の令和3年度の決算が、約1億600万円の赤字となりました。その主な要因は、コロナ禍で乗客の減少による赤字となっております。その経営の赤字分の約50%が国庫補助が充てられます。残りの50%のうち3分の2が県負担、3分の1が町負担となっておりますので、その3分の1分を計上しております。町負担分の3分の1の80%は、特別交付税で措置されることとなります。その一番下でございますがコミュニティ助成事業補助金250万円、こちらは今回は谷茶辺名地行政区へテント、椅子、テーブル、エアコンなどを整備する事業でございます。こちらは宝くじを原資とするものでございまして、コミュニティ助成金10分の10が充てられます。

続きまして14、15ページをお願いします。民生費でございます。15ページの上から8段目、保育士賃金改善補助金424万1,000円、こちらは保育士等への賃金を約3%引き上げる事業でございます。前年度も実施しております。保育士以外の事務員、調理員、用務員なども対象になりました

ので、その対象者の増額を計上しております。こちらは国庫10分の10充当となります。その2つ下、ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業補助金283万1,000円の増、こちらは新規の事業となります。ひとり親世帯並びに非課税世帯に対しまして放課後児童クラブを利用している保護者に対しまして、その利用料の2分の1を助成する事業でございます。県が4分の3、町が4分の1の負担割合となります。

続きまして16、17ページ、同じく民生費。17ページの上から2段目をお願いいたします。子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）2,750万円の増、こちらは住民税非課税世帯並びに急激に収入が減った児童を有する世帯に対しまして、児童1人当たり5万円を給付する事業でございます。括弧書きでその他世帯分と記しておりますが、その他世帯というのは先ほど申し述べました住民税の非課税世帯並びに収入が急激に減った世帯を指しまして、その他世帯ではない世帯は、ひとり親世帯を指します。ひとり親世帯に対しましては県が支給することになっておりまして、同額の1人当たり5万円をひとり親世帯には県のほうで支給することになります。こちらは10分の10の国庫が充てられます。

次に18ページ、19ページ、衛生費でございますが、こちらはコロナワクチン接種に係るものでございまして、7月末までの予定でありましたが9月末までコロナウイルスワクチン接種の接種期間が伸びましたので、延びた期間の関係費用を計上しております。10分の10国庫が当たられません。

続きまして20ページ、21ページ、衛生費でございます。21ページの上から3段目、備品購入費181万3,000円、こちらは塵芥車、いわゆるパッカー車でございますが、その購入費でございます。当初予算において約150万円の購入費用を計上したところでありましたが、部品、資材等の価格引き上げがありました。今回入札するに当たり再度見積もりを数社から取ったところ、当初予算確保のための見積りから大分資材の高騰で上っておりますので、その資材高騰の引き上げ分181万3,000円を今回追加で計上しているところでございます。こちらは過疎債を充当する予定でございます。

22、23ページをお願いいたします。農林水産事業費でございます。23ページの下から3段目、農林水産物条件不利性解消補助金1,000万円、こちらは市町村事業としては新規でございます。沖縄県から本土に出荷する農水産物について、離島県であるため輸送コストが沖縄県は割高となっているのが現状でございます。その条件不利性を解消する目的に、輸送コストの一部を補助する事業であります。対象品目につきましては、地域特産品及び一時加工品の中から町が定めることになっておりますので、今その作業に入っているところでございます。こちらは10分の10県補助となっております。その下の新規就農一貫支援事業補助金1,550万3,000円の減、関連しまして一番下の経営発展支援事業補助金672万9,000円の増、こちらは新規就農一貫支援補助金は、県の一括交付金事業でございますが、下の経営発展支援事業が国の新たな補助金が創設されました。よって県の一括交付金の下から2段目の事業は廃止になっております。そのため全額減額をしております。代わりの国の事業につきましては、今回認定新規就農者に対する機械、施設等の整備

の導入支援でございまして、2農家の補助を予定しているところであります。国が4分の3、受益者負担が4分の1になります。

26、27ページ、農林水産業費。27ページの2段目、渡久地港水産整備事業設計業務委託料993万3,000円、こちらは渡久地港の製氷施設がある一帯、漁協の事務所の反対側になります。新しい製氷施設がある一帯に係留施設、漁具倉庫、屋根施設を整備し、作業環境の改善を図るべくその整備を計画しているところでございます。国庫補助のエントリーに向けまして、基本設計を実施するものでございます。この基本設計でもって国庫補助のヒアリング等に向かいたいという計画でございます。こちらは全単費になります。

28、29ページ、商工費。29ページの一番下でございしますが、観光誘客周遊バス実証事業委託料694万6,000円、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により県内のレンタカーが大幅な減車となっている中、観光客の周遊手段の確保のため町内の宿泊施設などを結ぶバスの運行業務を委託するものでございます。また併せまして本町の二次交通の課題が度々取り上げられております。その解消につなげられるのか、実証を図る目的でございます。その事業を7月11日から9月30日までの間実施する予定でございます。こちらは10分の10コロナ交付金充当を予定しております。

次の30、31ページ、土木費でございます。31ページの上から2段目、備瀬馬場環境整備補助金110万円の増でございます。こちらは備瀬区にあります備瀬馬場の整備でございます。備瀬のフクギ並木などを訪れる来訪者の駐車場と現在なっておりますが、備瀬区から要請がありまして、ライン引きなどの整備を図りたいとの申し出がありました。事業につきましては備瀬区のほうで実施したいという申し出がありましたので、補助金として計上しております。こちらは単費でございます。次は下から3段目、屋比久線の設計委託料と一番下の工事費、120万円と500万円でございます。こちらは現在工事を進めています山里屋比久線におきまして、一部の箇所湧き水が発生しておりまして、そのままにしておきますと道路の一部が洗堀される危険性が生じたことが分かりました。その処理に係る委託料と事業費を計上しております。過疎債の充当を予定しております。

大分飛びまして42、43ページでございます。教育費の43ページの下から5段目と下から3段目でございますが関連します。本部町学校給食共同調理場改築工事994万4,000円の増、併せまして共同調理場備品購入費2,560万7,000円の減、こちらは両方ともに町立給食センターの改築に係る費用でございまして、現行の給食センターと同じ敷地内に整備をすべく作業を進めているところでございます。一部の調理備品につきまして、その性質上工事費に含めたほうが適当であるとのことございまして、備品の一部を工事費に組み替えるものでございます。こちらは約2分の1から4分の3程度県補助となります。

歳出は終わりました、歳入の2ページ、3ページをお願いいたします。地方交付税、3ページが一番上段でございますが、普通交付税で4,234万2,000円、特別交付税で今回1,000万円を充てております。こちらは単費分あるいは裏負担分として充てております。それ以外、歳入に幾つか項目がございますけれども県あるいは国の補助、宝くじ助成金の助成などを計上しているところ

でございます。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第16. 議案第27号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第27号についてご説明いたします。

黒の背表紙のものです。議案第27号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し、議会の議決を求めます。令和4年6月14日提出、本部町長 平良武康。

議案書1枚おめくりください。令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正は次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,520万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。令和4年6月14日、本部町長 平良武康。

議案を3枚おめくりください。歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当の支給に伴うものとなっております。まず下の表の歳出をご覧ください。2款保険給付費でございますが、傷病手当金の支給に伴い21万6,000円の増額補正を行っております。

次に上の表の歳入をご覧ください。傷病手当の支給に伴い第6款県支出金に同額の21万6,000円の増額補正を行っております。21万6,000円につきましては、2週間新型コロナウイルスの療養のために収入がなかった場合の傷病手当の上限の金額となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午前11時17分）